

●生産緑地地区の要件が緩和されました



生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内において農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的に、土地所有者の同意に基づいて、都市計画決定された農地等です。



生産緑地地区の要件の緩和について

平成29年5月に生産緑地法が改正されたことを受け、本市においても生産緑地が持つ機能や必要性を整理し、生産緑地地区の要件について、**令和2年4月1日**より以下の2点について運用を改正しました。この改正により、行為制限解除によって面積要件を満たさなくなる生産緑地の解除（いわゆる道連れ解除）について、従来より防止を図ることが可能となりました。

※生産緑地地区の追加・再指定について

本市では、生産緑地地区ではない農地等を、新たに生産緑地地区へ指定（追加・再指定）することについては、現在のところ予定していません。

1 生産緑地地区の面積要件の引き下げ

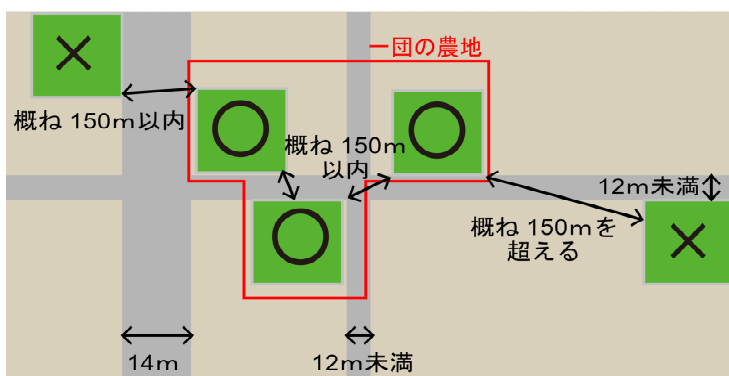
- 生産緑地地区の区域の規模に関する面積要件について、条例を定め、令和2年4月1日より施行しました。
- 条例を定めたことにより、面積の下限を500㎡以上から**300㎡以上**へと引き下げました。

【条例名】

岡崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

2 一団の農地等の運用緩和

- 複数の農地等で一団とみなし構成される生産緑地地区については、「一団」の区域の運用を下図のように緩和しました。この緩和によって、従来より広範囲で一団を構成することが可能となりました。



- 同一の街区又は幅員12m未満の道路を介して隣接する街区の農地
- 農地間の直線距離は概ね150m以内
- 一団の農地等を構成する個々の「農地」の面積は、100㎡程度を下限とする

【お問い合わせ】

岡崎市 都市整備部 都市計画課 企画調査2係

TEL : 0564-23-6258 FAX : 0564-23-6514